

令和5年第2回（8月）広域静苑組合議会定例会

議事日程（第1号）

令和5年8月17日（木）午前10時開会

日程第 1 議席の指定

日程第 2 議長の選挙

議事日程（第1号の追加1）

追加日程第 1 会議録署名議員の指名

追加日程第 2 会期の決定

追加日程第 3 諸般の報告

追加日程第 4 行政報告

追加日程第 5 認定第1号 令和4年度広域静苑組合一般会計歳入歳出決算認定

追加日程第 6 一般質問

出席議員（15名）

1番	関根清隆	議員	2番	石井計次	議員
3番	池田かつ子	議員	5番	岩田眞一	議員
6番	今野雄一	議員	7番	出雲敏太郎	議員
8番	小川茂	議員	9番	大野洋子	議員
10番	高橋達夫	議員	11番	澤田巖	議員
12番	下田泰章	議員	13番	森田文明	議員
15番	飯田恵	議員	16番	新井文雄	議員
17番	古内秀宣	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

管理者	新井康之君	副管理者	齊藤芳久君
副管理者	井上健次君	副管理者	小峰孝雄君
副管理者	石川清君	会計 管理者	長島伸子君
事務局長	原勝巳君		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

書記	石川誠二	書記	竹内研太郎
----	------	----	-------

○副議長（出雲敏太郎議員） 副議長の出雲でございます。本定例会は越生町議会議員選挙後初めての議会であり、議長不在であります。したがって、議長選挙が終了するまでの間、地方自治法第106条の規定により、議長の職務を行います。どうぞよろしく申し上げます。

◎開会及び開議の宣告

○副議長（出雲敏太郎議員） ただいまの出席議員数は15人です。定足数に達していますので、令和5年第2回広域静苑組合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎議事日程の報告

○副議長（出雲敏太郎議員） 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程第1号のとおりです。

◎議席の指定

○副議長（出雲敏太郎議員） 日程第1、議席の指定を行います。

会議規則第3条第2項の規定により、議席はただいまご着席のとおり指定いたします。

◎議長の選挙

○副議長（出雲敏太郎議員） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項により、指名推薦にしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出雲敏太郎議員） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推薦により行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、副議長が指名することにしたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出雲敏太郎議員） 異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決定いたしました。

議長に池田かつ子君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま副議長において指名いたしました池田かつ子君を議長の当選人と定めることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（出雲敏太郎議員） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました池田かつ子君が議長に当選されました。

池田かつ子君が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定により当選の告知をいたします。

池田かつ子君、当選承諾のご挨拶をお願いいたします。

池田かつ子君。

〔議長 池田かつ子議員登壇〕

○議長（池田かつ子議員） 越生町議会選出の池田かつ子でございます。議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは議長選挙におきまして、議員の皆様の温かいご推挙により、議長の大任をいただきました。改めて感謝の気持ちを表すとともにお礼を申し上げます。

さて、新型コロナ感染の流行によりここ数年、構成市町の皆様の生活様式は一変しました。それにより斎場業務も変化しましたが、構成市町民の安心安全な行政サービスの願いに応えていくため、お役に立つよう努力してまいる所存でございます。議員の皆様、正副管理者の皆様、そして事務局のご指導とご鞭撻を申し上げまして、議長就任の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

○副議長（出雲敏太郎議員） これで議長の選挙を終わります。

これで議長の職務は全て終了しました。ご協力ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

〔副議長、議長と交代〕

（午前10時04分）

○議長（池田かつ子議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時05分）

◎日程の追加

○議長（池田かつ子議員） お諮りします。

お手元に配付しました議事日程（第1号の追加1）のとおり日程を追加したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付いたしました議事日程のとおり、日程を追加することに決定いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（池田かつ子議員） 追加日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第77条の規定により議長において

11番 澤田 巖 君

12番 下田 泰章 君

13番 森田 文明 君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（池田かつ子議員） 追加日程第2、会期の決定をお諮りします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

◎諸般の報告

○議長（池田かつ子議員） 追加日程第3、諸般の報告を行います。

本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名の一覧を事前に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員より令和5年4月分から令和5年6月分までの例月出納検査結果の報告があり、事務局に保管してありますので、ご了承願います。

最後に、管理者から認定1件の提出がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（池田かつ子議員） 追加日程第4、行政報告を行います。

管理者から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、ご挨拶と行政報告を申し上げます。

本日、令和5年第2回広域静苑組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様方におかれましては、ご多忙中のところご健勝にてご出席を賜り、誠にありがとうございます。

ただいま議長選挙が行われ、越生町の池田かつ子議員が、議員の皆様のご推挙により議長に当選されました。誠におめでとうございます。

また、越生町議会にて本組合の議員に当選されました岩田眞一議員におかれましては、本組合事業の遂行に対しまして、ご指導、ご尽力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

退任されました宮島サイ子前組合議員におかれましては、当組合事業の運営等に対しまして、長年にわたりご指導とご尽力をいただきましたこと、この場をお借りいたしまして御礼申し上げます。

それでは、行政報告をさせていただきます。初めに、令和5年度の火葬状況について報告いたします。4月から6月までの3か月間で、越生町38件、毛呂山町77件、鶴ヶ島市156件、鳩山町51件、坂戸市247件、構成外22件、合計591件でございます。昨年同期と比較いたしますと、11件の減少となっております。

次に、火葬炉の修繕工事の発注状況について報告いたします。新斎場は、稼働から令和4年度末で、6炉全体で1万件を超える火葬を実施したところでございます。このため、昨年度の火葬炉の保守点検結果に基づき、火葬炉を長く安全に効率的に使用するため、令和5年5月1日付で火葬炉内壁面の修繕工事を発注いたしました。契約額は528万円で、受注業者は越生斎場の火葬炉を納入した株式会社宮本工業所でございます。

本定例会に提案申し上げます案件は、令和4年度一般会計歳入歳出決算認定の1件でございます。何とぞ慎重ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

以上で行政報告とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（池田かつ子議員） これで行政報告は終わりました。

お諮りします。本定例会の議案は前もって送付してありますので、朗読は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 異議なしと認めます。

よって、議案の朗読は省略することに決定しました。

◎認定第1号 令和4年度広域静苑組合一般会計歳入歳出決算認定

○議長（池田かつ子議員） 追加日程第5、認定第1号 令和4年度広域静苑組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

新井管理者。

〔管理者 新井康之君登壇〕

○管理者（新井康之君） 認定第1号 令和4年度広域静苑組合一般会計歳入歳出決算認定について、提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定に付するものであります。その概要について申し上げます。

歳入総額は2億3,117万104円、歳出総額は2億1,194万1,802円となり、差引残額1,922万8,302円が令和5年度に繰り越されることとなりました。

なお、この決算につきましては、地方自治法第233条第2項の規定に基づき、監査委員の審査を受けてございます。

何とぞ慎重ご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（池田かつ子議員） これから本件の質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 質疑なしと認めます。

これから認定第1号の討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（池田かつ子議員） 討論なしと認めます。

これから認定第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（池田かつ子議員） 賛成全員です。

したがって、認定第1号 令和4年度広域静苑組合一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定いたしました。

◎一般質問

○議長（池田かつ子議員） 追加日程第6、一般質問を行います。

13番、森田文明君。

〔13番 森田文明議員登壇〕

○13番（森田文明議員） 13番、森田文明です。ただいまから通告に従いまして一般質問を行います。

通告した質問は1点、大規模地震対策についてであります。今年は大正12年、1923年9月1日に発生し、死者・行方不明者約10万5,000人の甚大な被害をもたらした関東大震災から100年の節目の年であります。日本は世界有数の地震国であり、世界で発生するマグニチュード6以上の地震の約2割が日本周辺で発生しており、日本列島ではいつ、どこで地震に見舞われても不思議でないと言われていています。そうした中で埼玉県を含む南関東地域においてはマグニチュード7クラスの首都直下地震の発生が今後30年以内に70%の確率で発生すると政府の地震調査研究推進本部は想定しており、その被害は死者・行方不明者が約2万3,000人、住宅全壊戸数約61万棟としています。

本組合を構成する2市3町では、災害対策基本法に基づき、大規模地震発生時における被害想定や発生時の震災応急対策、災害復旧対策等を網羅した地域防災計画がそれぞれ作成されておりますが、その計画の中で地震による死亡者の埋火葬計画も策定されており、当組合斎場が構成市町の地震による死亡者の火葬業務を担うこととなるわけであります。

多死社会を迎え、今後も火葬件数が増加することが見込まれますが、大規模地震の発生に備えた対策も重要であると考えます。そこで、以下2点について伺います。

1点目、大規模地震の発生に備えた対策の現状について。

2点目、大規模地震対策強化に向けた今後の取組について、以上をお伺いして1回目の質問といたします。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 森田議員さんの質問件名、大規模地震対策についてお答え申し上げます。

初めに、質問の要旨（1）でございますが、当組合では災害時及び緊急時における火葬を執り行うための対策を講じてございます。火葬燃料であるLPガスにつきましては、購入業者である有限会社越生エルピーガスとの緊急時に優先供給する旨の取決めを交わしております。施設の稼働に必要な電気につきましては、斎場建設時に自家発電設備を新たに設置し、停電時に備えております。なお、この自家発電設備は、施設を通常どおり使用できる発電能力を備えております。

水道施設につきましては、落雷により給水用の加圧ポンプが故障した経験を踏まえ、常時飲料水及びトイレ等で使用する水を備蓄しております。

災害時における職員の参集につきましては、越生町の災害時配備体制基準を準用いたしまして、震度5弱の地震が発生した場合に自主参集することになっております。

委託業者につきましては、災害時に火葬炉を稼働させるため、越生町内に社員を宿泊させるための事務所を用意しております。

また、広域静苑組合消防計画の中に地震に関する項目があり、年2回の訓練を行うとともに、訓練の内容及び災害時の対策等について委託業者と意見交換を行っております。

次に、質問要旨(2)でございますが、埼玉県地域防災計画では、火葬場の応援要領が整備されており、被災市町村の応援要請により不足する資機材の支援や応援可能な火葬場の連絡調整などを埼玉県が行うことになっております。

今後は構成市町との体制整備を図るとともに、埼玉県内の斎場が加盟する斎場事務連絡協議会の担当者会議等を通じて、防災対策の強化について検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(池田かつ子議員) 森田文明君。

○13番(森田文明議員) 一通り答弁いただきましたので、これより再質問をさせていただきます。

初めに、質問の要旨(1)の大規模地震の発生に備えた対策の現状について伺ってまいります。先ほどの答弁では、大規模地震の発生に備え、火葬燃料であるLPガスは、購入業者と緊急時の優先供給の取決めを交わして確保し、施設稼働に要する電気は自家発電設備により、飲料水、トイレ等で使用する水は備蓄しているもので賄うとのこととあります。

また、人的体制としては、職員は震度5弱の地震が発生した場合に自主参集し、火葬業務委託業者は災害時に火葬炉を稼働させるため、越生町内に社員を宿泊させるための事務所を用意しており、また訓練等については消防計画に基づいて年2回実施しているという内容でございます。

質問ですが、初めに火葬燃料であるLPガスの緊急時の優先供給について伺いますが、取決めの具体的な内容について伺います。

○議長(池田かつ子議員) 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長(原 勝巳君) 再質問に対しましてお答え申し上げます。

LPガスの納入業者は越生町内にごさいます。また問屋も越生町内にごさいます。取決めの内容につきましては、災害時等の緊急時には速やかに対応する旨としか記載されておりませんが、業者に確認をしたところ、通常の配送ルートは川崎市内メーカー基地から一般道を経て練馬インターで関越自動車道に乗り、東松山インターで下りて一般道を経由して越生斎場とルートがなっております。ただし、大規模地震におきましては、通行不可能という場合もございますので、災害の状況によりルートを変更し、通常であれば大型ローリーで配達しておるのですが、小回りの利く小型ローリー車で配達するなどして臨機応変に対応することとなっております。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 優先供給の取決め、これについては災害時の緊急時には速やかに対応するという内容であって、災害の状況によっては臨機応変にこれに対応するという内容であることは理解いたしました。

では、次に大規模地震によって電気の供給が停止した場合に、施設を稼働するための自家発電設備について伺いますが、現在設置されている自家発電設備の稼働時間について伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

自家発電設備の稼働時間についてですが、燃料は軽油で、不測の事態に備えて燃料は常に満タンに近い状態になってございます。火葬場の施設を通常どおり稼働させた場合、約4時間稼働可能となっております。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 燃料が満タンの状態で4時間、施設稼働に要する発電が可能とのことであり、地震発生時間帯にもよりますが、4時間だけでは火葬途中あるいは当日予定している火葬の全てを行うことができないということが想定されるわけです。

そこで質問ですが、あらかじめ大規模地震発生時には優先して燃料を供給してもらえよう危険物を扱う団体等と協定を締結しておくべきではないかと考えますが、見解を伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

自家発電設備の燃料の供給につきましては、町内の業者が行っております。現在は優先供給の協定等を締結してはございませんが、災害時に備え協定を締結できるよう検討してまいります。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 次に、大規模地震発生時の体制についてでございます。先ほどの答弁では、火葬業務委託業者は災害時に火葬炉を稼働させるため、越生町内に社員を宿泊させるための事務所を用意しているとの答弁がありました。越生町内に社員を宿泊させるための事務所を用意する、そのことについてはこの業務委託契約締結の条件、つまり業務委託の仕様書に入っていて、委託業者が変更となっても確保されることになっているのかどうか伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答え申し上げます。

越生町内に事務所を用意することは、委託業者の仕様書には入ってございません。過去に大雪が降ったとき、委託業者が来るのに対応に苦勞したということで、委託業者の自主的な取組でございます。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 現在委託している業者の自主的な取組ということでありますので、この委託業者が変更となった場合については、それはまたその業者の取組ということになると理解いたしました。

では、次に大規模地震発生に備えて本組合斎場で備蓄している災害時用資機材の保有状況について伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

今現在、土砂の片づけや倒木処理などを想定して一輪車やチェーンソー等を保有してございます。今後におきましては、斎場利用者がけが等をした場合を想定いたしまして、救急箱等は既にあるのですが、災害用の救急セットや災害時に使えるような担架等を充実させていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 利用者の安全確保あるいは施設の維持管理、維持運営に必要な資機材の見直し、これはぜひ見直しを行っていただいて充実を図っていく必要があると私は考えます。

大規模地震が発生した場合に、電気、ガス、水道、通信等のライフラインが停止することが想定されるわけでありまして。火葬業務中に大地震が発生し、これらのライフラインが全て停止した場合に、通常保有しているLPガスと自家発電設備による電気、備蓄している水、それらを全て活用して火葬業務を継続して実施した場合に、どの程度の期間、施設を稼働することが可能なのか伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

現在火葬燃料のLPガスにつきましては、通常の1日12件の火葬を行った場合、約6日間利用できるようになってございます。

水道につきましては、貯水槽7.4立方メートルあるものが設置してございまして、通常どおり使用した場合、約3日間は利用できるようになっております。先ほども答弁したとおり、それ以外に備蓄の水があるということになってございます。

自家発電設備につきましては、先ほども答弁したとおり、通常どおり稼働させた場合、約4時間利用できるようになってございます。自家発電設備の燃料が調達可能であれば、組合の火葬場は電気、ガス、水道のライフラインが停止されても、水道が3日もちますので、約3日間は通常どおり稼働することができるようになってございます。自家発電設備の燃料の調達が不可能な場合には、約4時間ということになります。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 電気、ガス、水道、通信等のライフラインが停止した場合の本組合斎場の稼働に

については、自家発電設備の燃料が調達可能であれば約3日間、この調達が不可能な場合は4時間とのことであります。改めて燃料の確保対策は進めていくべきだと考えます。

次に、先ほどの答弁では、訓練等に関しては消防計画に基づき訓練を実施しているとのことでありますが、構成市町の地域防災計画に相応した大規模地震の発生に備えての独自の災害対策マニュアル等を策定しているのかどうか伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

大規模地震の災害に備えての独自の災害対策マニュアル等につきましては、現段階においては策定してございません。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 現段階においては災害時の対策マニュアル等については策定していないということと理解いたしました。

次に、質問の要旨（2）の大規模地震対策強化に向けた今後の取組について伺ってまいります。答弁では、埼玉県地域防災計画の応援要領に基づく支援を県から受けるとともに、構成市町との体制整備を図る、また斎場事務連絡協議会を活用して今後検討していくとのことであります。

厚生労働省の人口動態統計によれば、昨年1年間の日本人の死亡者数は156万8,961人で、前年比12万9,105人の増、率にして8.9%の増加であり、統計を開始した1899年以降過去最多とのことであります。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口によれば死亡者数は今後も増え続け、2040年には年間約167万人に達する見込みとのことであります。

多死社会を迎え、既に人口の多い都市部では死亡者数の増加に火葬能力が追いついておらず、火葬までの時間が長期化し、亡くなった家族をすぐに火葬できず、12日間待った方もいるとの報道もされております。

本組合管内も今後は確実に死亡者数が増えていくものと考えますが、現段階において本組合斎場での火葬について、亡くなってから火葬までどの程度の期間を要しているのかを状況について伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

墓地、埋葬等に関する法律第3条の規定によりまして、死亡してから24時間を経過した後でなければ火葬してはならないと決められてございます。死亡してから火葬してはならない24時間を1日と換算いたしますと、最短でも死亡してから火葬までに2日間にかかることとなります。また、季節やご葬家・葬儀業者の都合にもより、火葬までの日数が変わってもきます。

令和5年3月の1か月分の火葬件数ですが、推定死亡日の件数を10件除いて248件ございました。亡くなってから火葬までに要した期間の内訳になりますが、2日間が14件で6%、3日間が28件で11%、4日間が44件で18%、5日間が73件で29%、6日間が45件で18%、7日間が20件で8%、8日間以上が24件で

10%となっており、5日間が一番多いようでございます。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 本年3月に本組合斎場で火葬した方の死亡日から火葬日までの期間については、5日間が最も多く、次いで6日間、4日間との順とのことで理解いたしました。

先ほども申し上げましたが、大規模地震が発生して死亡された方の火葬については、構成市町が定める地域防災計画により当組合斎場で火葬することとなるわけであります。

坂戸市の地域防災計画では、埼玉県が行った地震被害想定調査の中で坂戸市への被害が最も多い「関東平野北西縁断層帯地震」を想定した計画としており、その死者数は最大68人と想定しております。

坂戸市以外の構成市町が策定している地域防災計画も、埼玉県の地震被害想定調査に基づく計画が策定されているものと思いますが、本組合構成市町で策定している地域防災計画で想定している死者数について、全体では何人を想定しているのか伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

構成市町のそれぞれの地域防災計画の想定している地震による死者数でございますが、坂戸市におかれましては、先ほど森田議員さんがおっしゃったとおり68人、鶴ヶ島市では11人、毛呂山町では15人、鳩山町では6人、越生町では8人、合計108人でございます。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 本組合構成市町で策定している地域防災計画での地震による死者数については、全体で108人を想定しているとのことであります。この大規模地震が発生した場合に、本組合斎場では通常の火葬に加え、この災害により死亡された方々も受け入れることになるわけであります。

先ほどの答弁では、震災発生時は埼玉県地域防災計画の応援要領に基づく支援を県から受けるとのことですが、具体的に応援要領はどのような内容なのか伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

応援要領の内容ですが、火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋火葬が行えないと認める場合、被災市町は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行います。また、県は埋火葬資材の不足等による被災市町からのあっせん要請があった場合、協定締結団体へ協力の要請を行います。なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村の協力を得て火葬を実施するという内容でございます。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 埼玉県地域防災計画を見ますと、埋火葬のための資材・火葬場の確保の具体的な

取組として、「市町村は、震災時に柩、ドライアイス、遺体袋等の埋・火葬資材が不足する場合、或いは、火葬場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合に備えて、予め関係業者あるいは他の市町村との協定を締結する等の対策を進める」とし、「埼玉県は、予め市町村と、関係業者あるいは市町村間で協定を締結しておくよう指導、助言及び情報提供を行う。また、県は市町村を補完する立場で県と関係業者あるいは他都県との協定の締結についても検討していく」と規定されております。

多死社会を迎え火葬件数が増加する中で、大規模地震が発生しライフラインの停止により斎場の業務が稼働できない場合には、地震により亡くなられた方の火葬と災害以外で亡くなられた双方の火葬が滞り、ライフラインが復旧し火葬業務が再開したとしても当組合斎場の処理能力を超える遺体処理の必要が生じることが見込まれるところであります。

そこで質問ですが、埼玉県の地域防災計画に基づき、当組合斎場の処理能力を超える遺体処理に備えての他市町との協定の締結の状況について伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

他市町村との協定につきましては、現在のところ締結はしておりません。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 他市町村との協定の締結はしていない状況であるということは理解いたしました。

次の質問に移りますが、先ほどの答弁の中で今後の取組として斎場事務連絡協議会を活用して検討していくとのことですが、この斎場事務連絡協議会、この組織と事業の実施内容について伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

斎場事務連絡協議会は、斎場における事務の連絡調整及び調査研究を図るため、平成2年に設立されたものでございます。会員は、川越市斎場、県央みずほ斎場、入間東部広域斎場しののめの里、瑞穂斎場、秩父斎場、東松山斎場、広域飯能斎場、所沢斎場、越生斎場の9つの斎場で構成されております。主な活動といたしましては、各斎場における諸問題を持ち寄りまして、解決策を検討する場となっております。令和元年度までは会議や講演会などの研修会を行ってございましたが、令和2年度から4年度までは新型コロナウイルスの感染予防対策として会議等は行ってございません。今年度は、新型コロナウイルスの位置づけが5類へ移行したことにより、活動が再開されるものと思っております。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） それでは、これまでこの斎場事務連絡協議会の中で大規模地震の発生に備えての対応や市町村間の協定等を議題とした協議はなされているのかどうか伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

大規模地震の発生に備えての対応や市町村間の協定などの協議につきましては、協議されておりません。
以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 斎場事務連絡協議会ではこれまで協議されていないとのことでもあります。本組合から提案して協議を進めていくべきだと私は考えます。

次の質問ですが、大規模地震が発生した場合に構成市町は地域防災計画に基づき対策を講じることとなるわけですが、本組合は具体的にどのように構成2市3町と連携するのか。そうした体制整備に向けて構成市町の地域防災計画を所管する部署とこれまで協議を行っているのかどうか伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

構成市町の地域防災計画所管部署、危機管理課とか総務課になろうかと思うのですが、対応協議は特には行ってございません。しかしながら、今後大規模災害等を見据えまして、構成市町と協議を行っていきたいと考えております。

なお、鶴ヶ島市におかれましては、鶴ヶ島市の防災会議の委員に広域静苑組合の事務局長、現在でいうと私になるのですが、これまでの事務局長も任命されておりますので、防災会議の会議に出席いたしまして、意見を述べる機会をいただいております。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 大規模地震発災時にどのように構成市町と連携するのかあるいは県の地域防災計画で定める震災時の柩、ドライアイス、遺体袋等の資材確保について、私は構成市町の地域防災所管部署と本組合斎場を会場として事前の協議を行っていきべきと考えますが、改めて所見を伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答えいたします。

構成市町の地域防災計画担当部署との協議を行っておくことは重要だと認識しております。協議方法等につきましては、災害対策マニュアル等もちょっと関係してまいりますので、今後前向きに検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） 次に、大規模地震の発生により本組合斎場の業務が行えなくなった場合の管内住民あるいは葬祭業者への周知に関して伺います。

通常亡くなってから火葬されるまで、先ほど答弁がありましたが、数日間を要するわけであります。その間ご遺体はドライアイスの入った柩で自宅等に安置されているか、あるいは葬儀会社の冷蔵庫に安置されているわけであります。大規模地震の発生によってライフラインである電気の供給が停止した場合に、

葬儀会社の冷蔵庫も停止、またドライアイスの供給もままならず、早急な火葬の依頼が殺到することが想定されるわけであります。

大規模地震の発生によってライフラインが停止し、インターネットや電話も使用できない状況の中で本組合斎場の火葬業務を停止した場合には、その旨を組合管内住民と葬儀業者には迅速に伝えることが必要であると考えますが、どのように周知していくのか、その方法について伺います。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答え申し上げます。

ライフライン等が停止した場合の周知方法でございますが、当組合の所在地の越生町災害対策本部にまずは状況を報告いたしまして、越生町を通じて埼玉県の防災行政無線システム、これが地上系と衛星系の2種類ございます。地上系が駄目でも衛星系がまず生き残るという形になってございます。それを利用いたしまして、県及び構成市町の災害対策本部に報告するとともに、構成市町で持っている防災行政無線、こちらバッテリー等で鳴らすことが可能で、停電時でも使えるようになってございますので、防災行政無線を利用して周知することが考えられます。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） 森田文明君。

○13番（森田文明議員） これまでいろいろと質問させていただきましたが、私は多死社会を迎え本組合管内も今後は確実に死亡者数が増加して、本組合斎場の果たす役割がますます重要になってくる。そうした状況であるからこそ、大規模地震に備えた対策の強化も必要であると考えられるわけであります。

本組合斎場の業務中に大規模地震が発生した場合の施設設備の維持と利用者の安全確保対策、あるいは夜間等で業務時間外に発生した場合の対応、発生時における構成市町との連携や、今質問しましたとおり、組合管内住民や葬祭業者への対応、あるいは他市町村あるいは他都県からの受入れの要請があった場合の対応。また、処理能力を超える遺体処理の必要が生じた場合の施設運営などなど、地域防災計画に準拠した本組合独自の災害対策マニュアルの策定を強く感じるところであります。

そこで最後の質問とさせていただきますが、本組合斎場の大規模地震対策強化に向け独自の災害対策マニュアルを策定することについての所見につきましてお伺いし、私の一般質問を終わります。

○議長（池田かつ子議員） 原事務局長。

〔事務局長 原 勝巳君登壇〕

○事務局長（原 勝巳君） 再質問に対しましてお答え申し上げます。

現状では、斎場独自の災害対策マニュアル等は策定してございません。森田議員さんのご指摘のとおり、災害対策マニュアルの必要性は十分認識してございます。今後は関係市町と調整を図りながら、災害対策マニュアルの策定について前向きに検討してまいります。

以上でございます。

○議長（池田かつ子議員） これで森田文明君の一般質問を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（池田かつ子議員） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、令和5年第2回広域静苑組合議会定例会を閉会いたします。

（午前10時56分）